令和８年９月１８日　企画総務常任委員会（速報版）

午前十時開議

○**加藤たいき委員長**　ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

――――――――――――――――――――

○**加藤たいき委員長**　本日は、議案審査等を行います。

それでは、１議案審査に入ります。

まず、議案第五十九号「令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）」、議案第六十号「令和八年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第一次）」、議案第六十一号「令和八年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第一次）」、議案第六十二号「令和八年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第一次）」の四件を一括して議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　異議なしと認め、議案第五十九号から第六十二号までの四件につきまして一括議題といたします。

本四件について、理事者の説明を求めます。

○**山下財政課長**　それでは、議案第五十九号から第六十二号の補正予算案四件につきまして説明いたします。

補正予算書の右上のページ番号で九ページをお開きください。議案第五十九号「令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）」でございます。

まず第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十六億五千百五十九万五千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ四千三百四十八億二千六百十六万五千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の一〇ページから一一ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりとなってございます。

次に、第二条の繰越明許費につきましては、一二ページに記載をしております「第二表繰越明許費」のとおりとなってございます。

次に、第三条の債務負担行為につきましては、一三ページに記載の「第三表債務負担行為補正」のとおりでございます。

次に、一七ページにお進みください。議案第六十号「令和八年度世田谷区国民健康保険

事業会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれマイナス一億六千四十七万四千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ八百四十億四千六百四十三万一千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、次の一八ページに記載の「第一表歳入歳出予算補正」のとおりとなってございます。

続いて、二一ページにお進みください。議案第六十一号「令和八年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十三億六千三十一万四千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ三百七億七千五百十一万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の二二ページに記載しております「第一表歳入歳出予算補正」のとおりとなってございます。

続きまして、二五ページにお進みください。議案第六十二号「令和八年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第一次）」でございます。

第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十五億七千百四十一万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ七百八十六億三千三十六万三千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の二六ページに記載をしております「第一表歳入歳出予算補正」のとおりとなってございます。

個別の事業の補正内容につきましては、前回九月一日の本委員会において御説明させていただいたとおりでございます。詳しくは別資料で用意してございます補正予算説明書別冊のほうを御確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○加藤たいき委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○羽田圭二委員　今般、私立小中学校の就学者に対する学校給食費の相当額給付金の支給というのがありますけれども、そこで幾つか質問があります。「その他（インターナショ

ナルスクール等）」が含まれていますが、このインターナショナルスクールというのは、各種学校というふうに言われてまいりましたが、その各種学校全てに適用されるのかどうかということであります。

○**山下財政課長**　基本的には、世田谷区に住民登録がございまして、区立の小中学校には通っておらず、ほかの学校に通われていて、そこで給食費の無償化相当の補助等を受けていない方というのが対象になるというふうになっておりますので、基本は対象になるのかなと考えてございます。

○**羽田圭二委員**　そこはかなり重要な問題なので、ちゃんと答えていただいたほうがいいんですけれども。各種学校というのは東京都が認可していますよね。そこに全部当てはまるのかどうかということです。

○**山下財政課長**　手元の資料ではそこまで確認できません。申し訳ございません。

○**羽田圭二委員**　ここはかなり重要な話なんです。各種学校というのはかなりの数になりますから、それらを把握した上でこの数を多分打ち出しているのではないかと思うんですけれども、母国語といいますか、外国人学校はもちろんそうですけれども、国内でずっとそういう学校がつくられてきたというところもありますから、それらも含めて対象になるかというのはかなり重要な話なので、最後にちゃんと分かるようにしてください。

○**加藤たいき委員長**　答えられないのであれば、今一回休憩を取って……。

○**田中政策経営部長**　明確なお答えができなくて申し訳ないんですけれども、あくまでも小中学校年代での各種学校ですので、今、委員がおっしゃられた部分については含まれていると考えていますけれども、念のためちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○**加藤たいき委員長**　では、議案審査のため、一回休憩を取りますので、確認でき次第、また委員会を開きますので、しばし休憩をお願いいたします。

午前十時九分休憩

――――――――――――――――――――

午前十時二十分開議

○**加藤たいき委員長**　休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者から説明があります。

○**山下財政課長**　先ほどは少し曖昧な回答をしてしまいまして申し訳ございませんでした。今回の補助の対象につきましては、区立の小中学校に在籍していない小学校一年から中学校三年の学齢の児童生徒の保護者ということになりまして、全体としては一万六千九

百人ほどを見ているところでございます。基本的にその区立の小中学校に在籍していない方全てが対象になりますので、先ほど御指摘のあった各種学校に通われている方も対象に入るというところでございます。

○羽田圭二委員　今の答弁で結構であります。

あともう一つ周知方法、それについてお聞きしておきます。

○山下財政課長　周知につきましては、来年一月に申請書を対象の方に発送する予定としてございます。そちらに御案内のチラシと通知文を発送させていただくというところと、それに併せてコールセンターのほうも設置をすることを予定してございます。

○大庭正明委員　世田谷区商店街振興組合連合会への補助というものの内容はどういうことになっていますか。

○山下財政課長　振興組合への補助の内容というのは、全体的な団体への補助の内容ということですか。

○大庭正明委員　せたＰａｙに関して。

○山下財政課長　せたがやＰａｙに関する補助につきましては、全体で二千万円ほど今回の補正予算に計上しているところでございます。内訳としましては、システム改修が二百七十五万円ほど、そのほかシステム監査と商店街振興組合連合会の体制の強化ということで伴走支援、これらを合わせて一千七百五十万円ほどを計上しているところでございます。

○大庭正明委員　これは本予算でも組織体制ですか、補助の支援という形で出ていますよね。それは幾らですか。

○山下財政課長　申し訳ございません。手元の資料でそこの当初予算で計上している補助金のほうは今確認できない状況でございます。

○大庭正明委員　多分八百万円前後だと思うんですけれども、それに続いて出ていると。それで、システム監査とか、そういうものというのは、もう自分たちでやっていただくということにすべきではないかと私どもの会派は考えております。これは補助率はどれぐらいですか。

○山下財政課長　システム改修につきましては十分の十です。システム監査と伴走支援につきましては四分の三でございます。

○大庭正明委員　これは、例えばせたＰａｙのシステムのことよりも、単純に例えると、レジスターを提供したと、それでレジスターのおかげで効率がよくなってお店の御商売が

うまくいっているという形なんだけれども、そのレジスターが使い過ぎで壊れたとか、変な使い方をしたので壊れちゃったみたいな形で、それでそれを直す修理代をまた区に請求しているというように我々には見えるわけですよ。商店街連合会のほうでも、これによって何がしかの利益というか恩恵を被っているわけですから、その中で処理というか整理、自分たちもそれで利益を得ているわけですから、その利益の中でシステム改修だとか、そういうものをしていくべきだというふうに考えているんです。

それは意見のところでもう一回言いますけれども、これは見通しとすると、こういう形で続けていくと、第二の外郭団体みたいにだんだんなって、請求されると面倒を見なくちゃいけないみたいな形になっているんですけれども、その辺は商店街連合会のほうの自立ということに関しては、区としてどのような考え方を持っていますか。

○山下財政課長　商店街連合会、また振興組合連合会につきましては、現状でもそれぞれの団体の事業費の補助ということで、そこの事業費にはそれにかかる人件費も含めて補助をしているという状況がございます。ですので、区のほうとしては、なるべく外郭団体についてはその自立を促しているところでございますが、商店街連合会、振連につきましては、外郭団体ではございませんけれども、なるべく区の支援なく、団体として運営していただくということが望ましいというふうには考えますので、そういったところで必要な指導というのは必要かなと思います。

○加藤たいき委員長　ほかになければ、意見に入ります。

本四件について御意見がありましたら、どうぞ。

○羽田圭二委員　先ほど質疑で確認させていただきましたが、今般の学校給食費相当額給付金の支給ということについて、一歩また前進をしたというふうに評価をしております。この間も公立小中学校の学校給食費の無償化、これが全国的にも進むという状況下にあるかと思います。その意味では、今後もさらに学校給食費以外の教育費の無償化に向けた取組ということも当然今後も進めていくことが問われているかと思います。

特にこれまでは、学校給食費に限って言いますと、学校給食費の無償化は学校設置者の判断で行うべきだというのが国の公式見解だったんです。それが今回の特別国会でようやく公立小学校の学校給食費の二分の一を負担するということが打ち出され、その意味では、全国的にまたさらに広がっていくということになるかと思います。引き続き国に対しては、教育費の無償化、私立、公立にかかわらず普遍的に進める、このことを区としても求めるべきだと考えています。

また、不登校児童生徒の学校給食費の家庭負担の軽減、これもこれまで幾度となく御意見が上げられてきたといいますか、そうした声が上げられてまいりましたけれども、その点でも今般の対応は評価をしたいと思います。

しかし、同時に、学校給食は食育の視点というのがあるわけでありまして、学校教育における食育というのは、子どもたちが正しい食習慣と生きる力を身につける、そのためにも重要だという位置づけだったと思います。学校の教育活動全体を通して行われる、そういう取組だと考えられるわけで、それだけに、家庭の負担軽減という視点とともに、特に学校給食を通じて不登校の子どもたちや家庭へのケア、そこにつなげることが必要だという視点であります。不登校のさなかにあっても、子どもが登校した際には、給食が食べられる、そういう対応がされているというふうに伺っておりますが、僅かな時間であっても教員が子どもたちと向き合うことができる、そういう居場所としても大切だという視点であります。

それともう一つは、都市型水害対策の推進ということで、この間も議会で度々要望等が打ち出される中、止水板の設置工事助成ということがこの間、取り組まれてまいりましたが、今般の補正はその工事助成の増ということで打ち出されました。昨今の豪雨災害では、内水氾濫、これによる浸水被害が多発しているわけで、止水板設置助成は今後さらに進めて、同時に区民にこの取組がしっかり周知されていることが必要だと考えております。

この際、同時にこれまで行ってきた土のうによる対応、それぞれがステーションから土のうを運ぶ、あるいは運んでもらうとか、そういったことで対応がなされてきましたが、言われているのは、重くて運搬や設置が極めて困難という指摘もありまして、最近では土のう一つ当たりの重量を十キロ以内にするみたいな、そういった自治体も出てきていることもありますので、それらの改善も必要なのではないかということを申し上げて、賛成意見といたします。

以上です。

○**大庭正明委員**　世田谷区商店街振興組合連合会への補助金については、やはり懸念すべき点が多いと思います。自立のために、やはりそれをきちっと分けて、利益が出る部分についての補助ということは、もう自己内で完結するようにしていただきたいということで、一応答弁の中で、世田谷区と商店街振興組合のほうの自立を目指すとあったので、今回は了としますが、やはりこの辺は伝統的に続いてきていることではありますし、その辺

はきっちりある程度の、これからどんどん商店街の仕組みというものが変わってくる中で、いろんな形のものが出てくるかもしれませんけれども、あれもこれもということではなくて、やっぱり自分たちで考えて自立的にやるという方向性に指導していただきたいということを申し上げて、賛成意見とします。

○坂本みえこ委員　「令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）」については賛成します。「令和八年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第一次）」、「後期高齢者医療会計補正予算（第一次）」については、当初予算の問題を解決しないため反対とします。

以下、意見を述べます。

まず、第二マイナンバーカードセンターの開設については、更新が間に合わないなどの相談も寄せられており、発行の遅れに対する対策として評価できます。

エコ住宅補助金の増、止水板設置工事助成金の増は、区民ニーズに応えるものであり、子ども・子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施は、地球沸騰化と言われる中、命を守る対策として必要です。

学校給食費無償化については、区独自財源も合わせ、国立、私立、インターナショナルスクール等に通う子ども、長期欠席の子どもと、全ての子どもにまで行き届くことになりました。今後は義務教育の無償化に向けて、修学旅行、制服代、学用品などの無償化に踏み込んでいただきたいと思います。

また、区財政は健全で、令和七年度からの繰越財源は百四十億円を超えました。補正予算の財源は十分あります。積極的に活用すべきです。高市政権が掲げる積極財政、円安やイラン戦争の影響でさらなる物価上昇への不安も大きくなっており、賃金や年金が物価高騰に追いつかない中、暮らしを応援するための施策を行うこと、高齢者・障害者施策事業継続への対策を引き続き求めていきます。

以上です。

○加藤たいき委員長　坂本委員、議案第六十二号に関しては……。

○坂本みえこ委員　六十二号については賛成です。

○そのべせいや委員　国民民主党・都民ファーストの会は、一般会計第三次補正予算外三件に賛成し、これまで会派で取り上げてきた課題等について、以下、意見とします。

止水板について、雨水浸透ます等の排水能力を上げない限り、横に流れてしまうだけで、根本的な解決にはならないため、雨水流出抑制対策も含め、進めてください。

子ども・子育て関連施設への熱中症予防対策事業について、会派として酷暑の外遊び環境の確保についてこれまでも取り上げてきましたが、エアコンの買換えのように現在の設備更新にとどまらず、空調、日よけ等の追加によって遊べるスペースが拡大されることまでぜひ進めてください。

給食費相当額の支給につきましては、隠れ教育費と言われてきたものについて普遍的に無償化が進んでいくことは歓迎をしておりますが、今後、公立学校については、単なる無償化、負担軽減ではない、教育力の向上、魅力の向上も併せて進めていただきたいと要望をいたします。

○津上仁志委員　公明党も一般会計外三件の補正予算案に賛成をいたします。

まず、第二のマイナンバーカードセンターの設置についてなんですけれども、今、既存であるセンターが三軒茶屋で、今度できるのが用賀ということで、いずれも田園都市線沿線ということになります。そうすると、特に京王線沿線、烏山はもう対角にあるので、そちらの地域の方がこのセンターを使うというのはなかなか厳しい状況は変わっていないというふうに思います。ただ、繁忙期について、くみん窓口でやっていますけれども、繁忙期、年度末から年度初め、こういったときにたくさん人が来られて、住民登録業務を優先するということで窓口が縮小している傾向というか、そういう状況になっていますので、特に烏山地域はそういった繁忙期の時期でもしっかり対応できるように検討していただきたいというふうに思います。

そして、もう一点、止水板設置工事、これについては、もう我々会派が長年求めてきたもので、ようやく制度ができて、すごいたくさんの方、近年の内水氾濫被害、全国を見てもありますけれども、こういったものを受けて非常に反響の多い状況で、これに対応して増額していただけるということは非常に評価をしております。

さらに、代表質問でも申し上げましたけれども、区で進めていますレインステーション、公共施設の下にため置く、そういった設備もぜひ推進をさらに強化して進めていただきたいのと、今制限がかかっている小規模、平米数で小さな建物、ここについてもしっかり設置ができるように、答弁の中では検討するということはお話しでしたけれども、そこもしっかりと進めていただきたいということを要望して、賛成といたします。

○加藤たいき委員長　それでは、採決に入りますが、割れたものもありますので、本四件を二回に分けてお諮りしたいと思います。

まず、議案第五十九号及び第六十二号の二件についてお諮りいたします。

本二件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　異議なしと認めます。よって議案第五十九号及び議案第六十二号の二件は原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第六十号及び第六十一号の二件についてお諮りいたします。採決は挙手によって行います。

本二件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤たいき委員長　ありがとうございます。賛成多数ということで、議案第六十号及び議案第六十一号の二件は原案どおり可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○加藤たいき委員長　次に、議案第六十三号「世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○好永選挙管理委員会事務局長　それでは、議案第六十三号「世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

本件は、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公費負担の限度額が改定されたことを踏まえまして、区議会議員・区長選挙における公費負担の限度額を規定する区の条例も国に準拠させる必要が生じたため、改正する御提案を申し上げた次第でございます。

改正内容につきましては、九月一日の本委員会にて御報告申し上げたとおりでございます。

施行日は公布の日でございます。

よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　では、意見に入ります。

本件について意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　異議なしと認めます。よって議案第六十三号は原案どおり可決と決定いたしました。

―――――――――――――――――――

○**加藤たいき委員長**　次に、議案第六十四号「世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事（令和八年度）請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**谷澤経理課長**　議案第六十四号「世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事（令和八年度）請負契約」について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は九月一日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みください。１の契約の目的は記載のとおりでございます。

２の契約の方法は一般競争入札により行いました。

３契約金額は三億七千七十万円でございます。

４契約の相手方は、株式会社イシイ設備工業東京支店でございます。

５工期は令和九年十一月五日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○**加藤たいき委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　なければ、意見に入ります。

本件について御意見があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　異議なしと認めます。よって議案第六十四号は可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○加藤たいき委員長　次に、議案第六十五号「世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長　議案第六十五号「世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更」について御説明いたします。

本件は予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約の変更であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、御提案するものでございます。

詳細は九月一日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みください。変更内容と理由でございます。契約金額については、議決金額は四百二十一億三千四十一万八千円、既定金額は四百二十三億一千十一万四千円、そして変更金額は四百二十七億八千百四十五万六千円でございます。

変更理由は、工事請負契約約款第二十五条第六項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたためでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　では、意見に入ります。

意見がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　異議なしと認めます。よって議案第六十五号は可決と決定いたしました。

―――――――――――――――――――

○加藤たいき委員長　次に、議案第六十六号「財産（電動式移動棚）の取得の変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○谷澤経理課長　議案第六十六号「財産（電動式移動棚）の取得の変更」について御説明いたします。

本件は予定価格が六千万円以上の財産の取得の変更であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき御提案するものでございます。

詳細は九月一日開催の本委員会で御説明を行っております。

次のページにお進みください。まず、変更内容と理由でございます。契約金額につきましては、議決金額は二億一千百二十万円、変更金額は二億一千六十九万四千円でございます。

変更理由は、世田谷区本庁舎等整備工事におきまして、空調・給排水・電気設備工事間での詳細な調整によりまして、書庫内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴いまして、消防法令を遵守するよう一部の棚の段数を減少させる必要が生じたためでございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○加藤たいき委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　ないようですので、意見をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長　異議なしと認めます。よって議案第六十六号は可決と決定いたしました。

以上で１議案審査を終わります。

―――――――――――――――――――

○**加藤たいき委員長**　次に、２請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・三号「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」外八件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　異議なしと認め、そのように決定いたします。

――――――――――――――――――――

○**加藤たいき委員長**　次に、３閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

㈠　区政の総合的企画及び調整について

㈡　行財政運営について

とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　異議なしと認め、そのように決定いたします。

――――――――――――――――――――

○**加藤たいき委員長**　次に、４協議事項に入ります。

まず、㈠次回委員会の開催についてですが、年間予定である十一月十日火曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　それでは、次回委員会は十一月十日火曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

――――――――――――――――――――

○**加藤たいき委員長**　そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**加藤たいき委員長**　ないようですので、以上で本日の企画総務常任委員会を散会します。

午前十時四十七分散会

――――――――――――――――――――